

副 本

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号,

直送済

平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(34)
(原告準備書面(被害総論20)に対する反論)

平成29年3月10日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

原告らは、平成29年1月20日付け準備書面(被害総論20)において、主として、年間20ミリシーベルトを下回る、政府による避難指示等対象区域以外の地域において、各種の社会的な広がりのある被害事実が存在し、これによる被ばく回

避に伴う生活上の制限による損害が「日常生活を通じて幸福追求と自己実現をする利益」の侵害という法的な権利侵害として生じていると主張し、また、そのような損害はひとり原告らだけに生じているものではなく、地域住民に広く普遍的に認められるものであることから、このような損害は本件事故と相当因果関係のある損害に当たると主張し、具体的には、「土壌」「水」「大気」を含む地球環境の汚染の問題であるとして、

- ① 水の汚染により人の生存を支える基本である飲料水が汚染されたことによる社会的事実
- ② 農地の汚染により起因する農作物の汚染による社会的被害事実
- ③ 河川・湖沼等の内水面の汚染による社会的被害事実
- ④ 海の汚染による漁業の被った社会的事実
- ⑤ 子どもの被ばくを回復するために余儀なくされた被ばく回復措置とそれに伴う日常活動・行動の制限により子どもたちが広く被っている社会的被害事実
- ⑥ 子どもの被ばく回復措置を余儀なくされたことによる保護者である父母をはじめとする成人一般が健康不安・日常生活の阻害をうけたことによる社会的被害事実
- ⑦ 子ども及び成人に対して広く放射線被ばくによる健康影響の恐れがあることに伴う健康被害への不安の普遍化、及びこれに対する対応としての健康調査や甲状腺検査等による社会的事実
- ⑧ 上記の各社会的被害事実の原因である地域の放射線による汚染を低減するために求められる除染措置、及び除染の開始が遅れ、また除染の実施までに長期間を要しその完了まで地域住民が低線量被ばくを受忍させられた社会的事実

によって、原告らの法的権利が侵害され、精神的損害の発生根拠事実となると主張する。

しかしながら、政府による避難指示等対象区域外の空間放射線量率やそのような

低線量被ばくによる健康影響に関する科学的知見やその周知の状況、放射線の影響による住民生活や社会的活動に対する阻害の程度・実情を踏まえても、自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償としては、中間指針追補等に基づき被告東京電力が公表している精神的損害等の賠償額（東電公表賠償額）に十分な合理性・相当性があり、原告らが主張する上記の社会的被害事実によっても、精神的損害に関する東電公表賠償額を超える原告らの精神的損害の賠償額が基礎付けられるものではない。

以下では、原告ら準備書面（被害総論 20）での原告らの主張に即して、順次反論する（なお、略語については従前の用例による。また、原告らの準備書面（被害総論 20）は単に「被害総論 20」と表記する。）。

1 「水の汚染により人の生存を支える基本である飲料水が汚染されたことによる社会的事実」について

(1) 原告らは、本件事故直後の各種の報道により、自らの飲用していた水が放射性物質によって汚染されていた、又は汚染されているのではないかと思うようになり、食品等は他の品目の食品等で代替できるが、水は代替できない上、生きるために必要不可欠なものであり、毎日摂取せざるを得ないものであるため、その水が汚染されたという事実は原告らの生活に大きな衝撃を与えたと主張する（被害総論 20 の 12 頁～18 頁）。

しかしながら、そもそも、原告らが引用している甲 C 第 133 号証の 5 頁の表においても、福島県内で一般住民に対する水道水の摂取制限が出されているのは飯舘村のみであり（平成 23 年 3 月 23 日～4 月 1 日まで）、また乳児に対する摂取制限が出されている福島県内の 7 市町村についても、同年 3 月 23 日から 4 月 1 日までに相次いで水道水の摂取制限は解除されている。他の都県においても、遅くとも 3 月 28 日までには乳児の摂取制限は解除されている（一般の摂取制限は出されていない。）。

厚生労働省は、本件事故直後から、福島県をはじめ周辺各県の水道水の放射性物質の検査結果を順次公表し、最新の客観的な情報を提供しており、福島県内の水道水については、平成23年3月25日の段階で、「3月22日から23日まで、政府の原子力災害現地対策本部が実施した県内15箇所における水道水の放射性物質の調査結果を入手しましたので、お知らせいたします。「飲食物摂取制限に関する指標値」（参考2）、「乳幼児の指標値（放射性ヨウ素）」（参考4）を新たに超過する値はありませんでした。」と、直近の調査結果として、水道水が指標値を超えていないことを公表するとともに、その安全性についても「指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低く、代替飲用水が確保できない場合には飲用（乳児による水道水の摂取を含む）しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。」と厚生労働省のホームページにおいて周知している（丙C185）。

また、乳児に対する摂取制限措置がとられた市町村についても、平成23年3月23日から同年5月10日にかけて順次、摂取制限は解除されており、その情報は、各自治体のホームページや広報車による広報により周知されている（丙C186）。

そして、福島県によれば、平成23年5月5日以降、水道水放射性物質モニタリング検査において放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されておらず、水道水の摂取制限は同月10日の飯舘村をもって県内全域で解除され、今日に至っている旨が明らかにされている（丙B62、丙C113、丙C141の2参照）。

以上のとおり、本件事故直後の時期において、乳児に対する水道水の摂取制限が出された市町村はあるものの、概ね3月中、遅くとも飯舘村において5月10日までには解除されており、その後は福島県内の乳児を含めて水道水の摂取制限はなされていない実情にある。そして、水道水の摂取の安全性については、専門家及び専門機関の見解が新聞報道やホームペー

ジなどで重ねて公表されており（丙B19の5，7丙B20，丙B22，丙B23，丙B24の2，3等），実際に多くの住民が水道水を利用していたと考えられる。また，福島県内の住民について内部被ばくについて健康に支障の生ずる程度の内部被ばくが生じている実情にはない（丙B16の6頁参照）。

このような水道水の検査や摂取制限等に係る取組みの状況等を踏まえれば，本件事故発生当初の時期において，水道水の利用について原告らが漠然とした不安を感じ，これにより日常生活が害されることがあったとしても，これによって直ちに原告らの具体的な法的権利が害されたとはいえず，仮にかかる事情による日常生活の阻害について賠償の対象となると解するとしても，そのような事情については東電公表賠償額による精神的損害等の賠償において包括的に賠償の対象とされており，また，ペットボトルの水の購入費用などについても，合理的な範囲において生活費増加分として一括して賠償の対象とされているものであるから，原告らの上記主張によっても，東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

- (2) また，原告らは，その後放射性物質の数値が低下し，検出されなくなったという報道がなされても，原告らは水道水を安心して飲用することはできず，原告らは水道水を飲用する代わりに市販の水を購入するようになり，現在も購入を続けている原告らも多いと主張する（被害総論20の18～19頁）。

しかしながら，前述のとおり，摂取制限がなされていない水道水を利用することに支障はなく，そのことは広く周知されていると認められているから，放射性物質の検査がなされて，摂取制限がなされていない水道水を原告らが任意に利用しないとしても，そのことをもって原告らの具体的な権利に対する侵害にあたらないことは明らかである。

2 「農地の汚染により起因する農作物の汚染による社会的被害事実」について

- (1) 原告らは、本件事故後の農作物の出荷制限の状況等から、本件事故から5年経過した現在においても、未だ多くの地域で農作物の摂取ないし出荷が制限されており、原告らは現在も本件原発事故以前のように地元の農作物を食べることができない状態にあり、また、山林を歩いて自由に山菜や野生のきのこを採取することができず、県内全域において出荷制限されている野生肉も多く豊かな山の恵みを楽しむことができず、原告らは以前の地元の豊かで美味しい農作物を食べる生活が阻害され、その生活の質が低下したと主張する（被害総論20の20～26頁，32頁）。

しかしながら、被告東京電力準備書面（22）の第2においても述べたとおり、政府は、平成23年3月17日に、本件事故後における放射性物質によって汚染された食品の飲食による衛生上の危害発生の防止を図るとの観点から、原子力安全委員会により示された指標値をもって暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法6条2号に当たるものとして食用に供されないよう規制する措置を講じることとし（丙B56）、翌18日より地方自治体による検査が行われ、同月19日より、暫定規制値を超える食品の廃棄等の措置が採られている。

その上で、政府の原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき、平成23年3月21日以降、福島県内において、葉菜類等の一定の食品に係る政府による摂取制限措置を講じるとともに（これまでの対象品目と解除の状況については、丙B57参照）、原乳、野菜類等の多数の品目について、その後順次、出荷制限措置を講じている（これまでの対象品目と解除の状況については、丙B58参照）。

他方、平成23年4月4日には、厚生労働省が「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」（丙B59）を公表し、食品安全

委員会，原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解も受けて，当分の間，かかる原子力安全委員会が示した暫定規制値を維持することとし，同日付けで，地方自治体に対して，農畜水産物等の放射性物質の検査計画策定及び実施を求めている（丙B60）。そして，出荷制限・摂取制限については，暫定規制値を超えた品目についてその生産地域の広がりやを考慮して設定するとの考え方が示されている（丙B60の別紙1参考「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」のⅢ，1参照）。

地方自治体が実施する放射性物質検査の結果は厚生労働省のホームページで公表されるとともに，農林水産省のホームページにおいても農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表されている（丙B61・2～3頁）。

福島県においても，生産段階（産地・生産者），流通段階，消費段階において，米の全量全袋検査をはじめとして農林水産物に対する放射性物質の検査を実施しており，安全性を確認の上で食品の出荷がなされている実情にある（丙C187）。

また，政府の食品の出荷制限については，放射線モニタリング検査を実施し，安全を確認した品目から，各県の申請に基づき順次解除されている状況にあり，出荷制限解除の出荷管理の対策も採られている。また，今後とも安全が確認された品目については，出荷制限が解除されることが見込まれる（丙C188，丙C189）。

このように，本件事故後には，政府及び地方自治体において，暫定基準値を超えて放射性物質に汚染された食品の出荷や摂取が行われなかったための措置が講じられており，かつ，放射性物質検査の結果等についても公表されており，福島県産の農作物であっても，このような検査を経て問題のない農林水産物が市場に出荷されている実情にあり，避難指示等対象区域以外の地域においては，本件事故後から食料品を取り扱う多数のスーパーや

小売店が営業を継続しており、多くの農作物が販売され、福島県の近隣県産の米や野菜などの農作物を購入することが可能であった。

したがって、このような検査の結果に基づき出荷制限等がなされることによって食の安全が確保されていることも踏まえれば、その結果として特定の地方や地域産の一部の農作物を食べることができないとしても、他の農産物を食することは可能であり、これにより原告らの具体的な法的権利が侵害されたものとはいうことができない。

また、山林を歩いて自由に山菜や野生のきのこを採取することができず、県内全域において出荷制限されている野生肉も多く豊かな山の恵みを楽しむことができず、現在も原告らは以前の地元の豊かで美味しい農作物を食べる生活が阻害され、その生活の質が低下したとの原告らの主張についても、避難指示等対象区域外において山林等を散策することは何ら制限されておらず、また、出荷制限・摂取制限のされていない農畜産物を福島県内で入手して楽しむことは可能であることなどからすれば、かかる事情によって、かかる嗜好や楽しみを本件事事故以前に享受していた原告らの具体的な法的権利が侵害されたものとはいうことはできない。

(2) また、原告らは、農作物の出荷制限が解除されても以前と同じように地元の農業が再開されるわけでないなどと主張し、農作物の出荷制限の規制により、地元の農産業が衰退したと主張する（被害総論20の26頁）。

しかしながら、農業の経営状況によって、一般住民である原告らの本件事事故による具体的な権利侵害が直接基礎付けられるものではない。

また、原告らの中で農業に従事する者については、本件事事故と相当因果関係のある農業損害について、精神的損害とは別途に賠償がなされるものであり、区域外の場合には出荷制限による逸失利益や風評被害による逸失利益の賠償がこれまでもなされており、今後についても出荷制限等による損害については2017年1月以降の営業損害として直近の年間逸失利益

の3倍相当額を賠償することとし、風評被害については現行の賠償を引き続き継続することとしている（丙C190）。このような農業の損害（逸失利益等）という財産上の損害については、その賠償をすることに損害が填補されるものであり、別途、原告らに共通する精神的損害を基礎付けるものとならないことは明らかである。

したがって、原告らが主張する上記事情によっても、農業に従事していた原告らも含めて、東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

- (3) 原告らは、多くの地域について、平成23年6月までに野菜類の出荷制限は解除されたが、原告ら自身が当然のように食べていた野菜類や牛乳といった日常的な食べ物が汚染されたという衝撃が原告らの意識に深く刻みつけられており、また、家庭菜園を続けることができなくなった原告や地元産の食べ物を食べなくなった原告、放射線量をチェックしなければ地元の食べ物を購入できなくなった原告、お裾分けができなくなった原告も多いと主張した上で、地元産の食べ物について本件事故前と同様に何の疑問を持たずに食べることができなくなり精神的苦痛を受けるようになったと主張する（被害総論20の26～28頁）。

しかしながら、上記2の(1)で述べたとおり、福島県では、生産段階（産地・生産者）、流通段階、消費段階において、放射性物質の検査を行う体制を整え、安全性が確認された食品のみが出荷されている状況にあり、流通している福島県産の農作物はその安全性が確認されており、そのことは福島県や各市町村のホームページ等を通じて周知されており、実際に、出荷制限が解除された福島県産の農作物については、現に出荷、販売されて、消費されていることが明らかである。

また、本件事故後における米及び野菜の作付制限の状況については以下のとおりである。

① 米の作付制限の状況

原子力災害対策本部作成の平成23年4月8日付け「稲の作付に関する考え方」（丙C191の1，丙C191の2）によれば，避難指示対象区域外の地域については，水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標からみて，生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については，稲の作付制限を行うとの考え方が示されている。そして，水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標を0.1とし，かかる指標を前提として，玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値（500Bq/kg）以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値について5000Bq/kgと判断されることから，水田の土壌中の放射性セシウム濃度が5000Bq/kgを上回るおそれがある場合には，稲の作付制限が行われるものとされている。

また，農林水産省が平成27年2月27日に公表した「米の作付等に関する方針」（丙C192の1，丙C192の2）では，米の作付の取り扱いについて，「避難指示区域内」においては，帰還困難区域では作付制限が，居住制限区域では農地保全・試験栽培が，避難指示解除準備区域では作付再開準備が，それぞれ取扱いとして定められているところであり，他方，「避難指示区域外」については，米の作付は制限されていない。ただし，以下のとおりとされている。

ア 前年が作付再開準備の地域及び前年産米で基準値（100Bq/Kg）超過が検出された地域については，県及び市町村が管理計画を策定し，吸収抑制対策を徹底した上で，地域の米の全量を管理し，全袋検査を行う（全量生産出荷管理）。

イ 前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域については，県の管理の下，農家単位で吸収抑制対策を徹底するとともに，全戸検査を行う（全戸生産出荷管理）。

ウ その他の地域については、必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行う。

避難指示等対象区域外の市町村においては、平成23年度について作付制限の指示対象となっていないが（丙C193）、収穫時に米の分析を行い暫定基準値を超えた場合には出荷制限の対象となるものとされている。平成24年度においては平成23年産米の調査結果を踏まえて、一部の市町村が作付制限の対象となったものの、それ以外の市町村では作付制限は行われていない（丙C194）。平成25年産米については、区域外では作付制限等は行われず、一部の市町村内の一定区域に限って「全量生産出荷管理」とされている（丙C195）。

平成26年産米及び平成27年産米については、区域外においては、作付制限及び出荷制限がなされていないことはもとより、全量生産出荷管理の対象ともされていない（丙C196, 丙C197, 丙C198）。

② 野菜の出荷制限の状況及び放射性物質の検査結果の状況

野菜の出荷制限の状況については丙B第58号証のとおりであり、避難指示等対象区域外の地域においては、平成23年5月頃までには出荷制限が解除されているものが多い。

農林水産省は、平成26年4月から平成27年3月までにおいて、野菜について、福島県産を含む202品目、約17000点の検査を実施し、また、果実について、福島県産を含む53品目、約3300点の検査を実施しているが、その結果、いずれについても放射性セシウムの基準値を超えたものはなかったとしている（丙C199, 丙C200参照）。また、平成26年産の麦・大豆・そばの放射性物質の検査では、麦とそばについては、福島県を含むすべての検査において基準値を超えた事例はなく、大豆については、基準値を上回ったのは、総検査点数に対して0.1%に当たる2点であった（丙C201）。

このような、本件事故後における米及び野菜の作付制限の状況を踏まえ

れば、本件事故後において区域外において家庭菜園を含めて、農業を続けることができなくなったとはいうことはできない。原告本人尋問においてもキャベツや果樹園の作付は平成23年も行われていることが明らかにされている（原告樽川和也調書の17～19頁，原告阿部哲也調書の13～14頁）。また，福島県産の農作物についても前述のとおり検査が行われた上で，安全性が確認されたものが市場で流通していると認められ，そのように市場で流通している福島県産の農作物を購入できないという事情があったとはいえない。

したがって，原告らが主張するような事情があったとしても，それによって原告らの法的権利が侵害されていると評価することはできないものであり，仮にこれによる日常生活の阻害が生じたとしても，東電公表賠償額を超える精神的損害の賠償額を基礎付けるものではない。

- (4) 原告らは，農作物の出荷制限の新たな指定と広がりにより，本件事故による汚染が終息しているどころか現在も居住する土地が汚染していると認知を持たされることとなり，精神的苦痛が年を追うごとに深まった，また，農作物の出荷制限が解除になっても必ずしも安全であるわけではないと考えるようになり，解除制限自体を信用することができなくなったと主張する（被害総論20の26～30頁）。

しかしながら，福島県の避難指示区域外の空間放射線量は，直近の平成29年1月においては，福島市において0.1から0.2マイクロシーベルト/時程度，郡山市において0.1マイクロシーベルト/時程度，いわき市において0.1マイクロシーベルト/時以下でそれぞれ推移しているなど，多くの地域で0.5マイクロシーベルト/時を下回る状況にある（丙C202）。また福島県の近隣県の空間放射線量は，さらにこれを下回る状況にある（丙C203）。また，本件原発の事故そのものは収束に至っており，本件原発周辺の空間放射線量や周辺海域の放射性物質濃度も低い

ものとなっており（被告東京電力準備書面（28）参照），今後時間の経過とともに更に低減していくと見込まれる。

また，避難区域の指示についても，かかる空間放射線量の低減状況を踏まえて順次解除されている状況にある（被告東京電力準備書面（26）の第1参照）。

さらに，農作物の出荷制限の設定及び解除については，原子力災害対策本部が，これまでの農作物の検査結果の集積を踏まえて，平成27年3月20日及び平成28年3月25日に「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（甲C152，甲C153）を策定，整理のうえ，かかる明確な考え方に基づき実施されている。現に，上記（1）のとおり，各県が放射線モニタリング検査を実施し，安全が確認された品目について出荷制限が解除されており，出荷制限解除の出荷管理は適切な体制の下で行われていると認められる。

したがって，原告らにおいて仮に上記のような不安を抱いたとしても合理的な根拠に基づくものとは評価することができず，かかる不安をもって原告らの具体的な権利侵害にあたるということとはできない。

- (5) 原告らは，本件事故による農作物に対する不安により，安全な食べ物を求めるために，安全と思われる地域に避難したり，水を購入し地元産の食べ物を食べないようにする等の試みにより継続的に費用がかかり家計への負担が増加したと主張する。（被害総論20の30～32頁）。

しかしながら，農作物については上記2の（1）で述べたとおり，また，水道水については上記1で述べたとおり，客観的な安全性が確認された上で提供され，また，安全性が確認されていることについては周知されていることから，区域外において，これらについて不安を感じて避難したり代替品を購入するとしても，そのような支出については，東電公表賠償額を超えて，本件事故との間に相当因果関係を認めることはできない。

また、原告らは、食べ物の選択を巡って家族間の意見対立が増加し家族関係が崩壊した者や離婚した者も多く、本件事故による農作物に対する不安は、食生活に対するストレスを超えて、家族の中の軋轢を生み、原告らの家族関係を崩壊させる結果を生じたと主張する（被害総論20の32～33頁）。

しかしながら、前述のとおり、農作物や水道水については、客観的な安全性が確認された上で提供されており、これらの食品について本件事故に起因する放射線による具体的な危険が存するという状況になく、また、そのような情報が周知されていたことについては繰り返し述べたとおりであるから、家族間の主観的な認識や評価等の相違に由来する家族間の人間関係から生ずる問題については、本件事故と相当因果関係のある原子力損害を構成するとはいえない。

3 「河川・湖沼等の内水面の汚染による社会的被害事実」について

原告らは、福島県内外の河川の魚についての出荷制限の状況を主張した上で、福島県内の住民は福島県内の水面魚を安全に取得することができず、また、出荷制限が指示されていない魚種であっても摂取することに不安を感じ摂取しないなど自主的な被ばく回避措置を取ることに合理性があると主張する（被害総論20の33～39頁）。

しかしながら、原告らが指摘するように福島県内の河川において、漁業組合員に対して、ヤマメやウグイ、アユなどの出荷制限が出されたとしても、そのことによって、原告ら各人の具体的な法的権利が侵害されたとはいうことができず、原告ら各人の精神的損害の発生根拠事由には当たらない。

また、福島県の河川の魚についても、農作物と同様に、生産段階、流通段階、消費段階の各段階において、放射性物質の検査が実施される体制が整い、安全性が確認された水産物のみが出荷されており、また、そのことは広く周

知されているから（丙C187），原告らは安全性が確認された水産物を食べることができる状況にある。また，本件事故後においても区域外の食料品を取り扱う多数のスーパーや小売店は営業を継続しており，出荷制限の対象となっていない各種の水産物を購入することが可能である。

したがって，福島県産の水産物の一部が出荷制限等により食することができない状態に至ったとしても，そのことによって，原告ら各人の法的権利が侵害されたとはいうことができず，慰謝料の発生根拠事由に当たるとはいえない。

また，原告らは，内水面魚の出荷停止がなされる河川から取水して，上水に使用している地域の住民は，仮に水道水から検出される放射線量が基準値を下回っていても，水道水を飲料水や煮炊きに使うことに対する不安を持つことは当然であり，福島県内の河川の水を利用する住民は，安心して水道水を飲料水や煮炊きに使用することができず，また，河川に入ることができなくなっており，福島県内の河川の水を利用する住民の生活の質は低下し，原告らの普通の日常生活を営む法益が侵害されたと主張する（被害総論20の40頁）。

しかしながら，福島県内で提供されている水道水について，客観的な安全性が確認された上で提供されており，また，そのことについては周知されていることは上記1のとおりであり，実際に区域外では広く水道水が用いられている。したがって，原告らが主張する水道水を用いることに対する不安は合理的な根拠に基づくものとはいえず，このような不安があるとしても，原告ら各人の法的権利の侵害にあたるとはいえない。

また，河川の放射線量については，環境省の「平成27年度環境放射性物質モニタリング調査」（平成C205）によれば，水質はほとんどの地点で放射性物質が不検出であり，底質についても，20km圏内などの一部限られた地点を除き300Bq/kg以下となっており，さらに減少傾向で推移していると認められる。本件事故後には，区域外において河川内に立ち入っては

ならないとの指示が出されているとは認められず、河川に入ることによって本件事故による客観的かつ具体的な危険が生じている状況にあるとは認められない。

したがって、そのような状況の下で、原告らが河川に入ること差し控えたとしても、そのことによって、原告ら各人の法的権利が侵害されているとは評価できず、上記のような河川の状況をもって、原告ら各人の慰謝料の発生根拠事由に当たるということもできない。

4 「海の汚染による漁業の被った社会的事実」について

- (1) 原告らは、本件事故により福島県沖の漁業の操業の自粛等により水揚げが減少し、また、漁獲した魚種が16種にすぎないこと、試験操業は実施されているが水揚げが約週2日であり魚の量も少なく風評被害もぬぐえないため仲介業者の多くが転職し、このような状況のため、福島県沖の漁業者や仲買人、その周辺の小売店等も本件事故前のような生活を継続することができないと主張する（被害総論20の40～43頁）。また、原告らは、福島県沖の漁業を基幹産業とする漁町自体の存続が危ぶまれると主張する（被害総論20の44頁）。

しかしながら、まず、福島県沖の漁業については、まずもって東日本大震災に伴う地震・津波によって大きな損害が生じていることに留意する必要がある（福島県相馬市の原釜市場は津波により全壊し、相場双葉漁協に所属する漁師の漁船は津波によって750船中600船が被害を受けたとされている。原告中島孝調書の17頁）。

また、原告らのうち漁業やその関連産業に従事する者については、本件事故と相当因果関係の認められる範囲において、漁業損害の賠償が行われているところであり、かかる事情をもって、福島県沖の漁業の状況が、原告らが主張する精神的損害の共通損害を基礎付けるものとならないことは

明らかである。

その他の原告らについては、福島県内の漁業の状況が本件事故により影響を受けたとしても、そのことによって、具体的な法的権利が侵害されたとはいえず、かかる事情が、原告ら各人の精神的損害の発生根拠となるともいえない。

したがって、原告らが主張する上記の事情は、東電公表賠償額を超える精神的損害の賠償額を基礎付けるものではない。

- (2) また、原告らは、自主的に被ばく回避措置として、福島沖の海産物を原告らが食べることができなくなっているとし、また、漁業に携わっていない住民も、地元産の魚介類を食べることに不安を抱くようになり、原告らの普通の日常生活を営む生活が侵害されていると主張する（被害総論20の44頁）。

しかしながら、本件津波及び本件事故の影響によって、福島県産の海産物を食べる機会が減少したとしても、そのことによって原告ら各人の具体的な法的権利が侵害されたとはいえず、かかる事情が原告ら各人の精神的損害の発生根拠となるともいえない。

すなわち、福島県内においては、水産物を取り扱う卸売市場として、中央卸売市場2箇所（福島市中央卸売市場、いわき市中央卸売市場）及び水産物産地市場6箇所が、本件事故後も開場し、水産物を取り扱っている状況にある（丙C206）。また、これらの卸売市場の水産物の取扱額は、本件事故前後で大きな変化はない。また、県内産と県外産の鮮魚の取扱額の比較についてみれば、本件事故後に県内産の鮮魚の取扱額は減少しているが、そもそも本件事故前においても、県内産の取扱額は全体の取扱額のせいぜい1～2割程度であり、その大部分は県外産が占める状況にある（丙C206の20頁の水産物のグラフ）。

そして、区域外においては、食料品を取り扱う多数のスーパーや小売店

が本件事故後において営業を継続しており、多くの水産物が販売されており、福島県産及び近隣県産の水産物を購入することが可能である。

また、福島県産の海産物についても検査のうえ安全性が確認された上で流通に供されており、そのことは周知されている（丙C187，丙C204）。

したがって、このような状況において、福島県産の海産物を食べる機会が減少し、また、福島県産の海産物の摂取に不安を抱くことがあったとしても、これによって、原告ら各人の法的権利の侵害にあたるとはいえない。

5 「子どもの被ばくを回復するために余儀なくされた被ばく回復措置とそれに伴う日常活動・行動の制限により子どもたちが広く被っている社会的被害事実」について

- (1) 原告らは、国や福島県など自治体によってとられた、校庭利用やプール利用などの外部被ばく対策としての措置、及び、水道水・食品や給食などの内部被ばく対策としての措置のこれまでの経緯を主張した上で、国、行政の不十分な対応状況において、子どもたちを預かる保育園、幼稚園及び各学校では、多大な混乱・負担が生じており、子どもたちが平日のうち、長い時間を過ごす保育園、幼稚園及び各学校における混乱・被ばく回避のためにとられた対応、生活の変化、それらに伴って子どもたちに生じている影響は、子どもたちの被害そのものであると主張し、保育園・幼稚園において生じている子どもの被害として、本件原発事故後の保育園、幼稚園は未知なる放射能汚染という脅威にさらされ、不安と混乱の場になっており、子どもたちは外に出ることもできず、室内で放射線被ばくを回避しながらの生活を送らなければならなかったと主張する（被害総論20の45～61頁）。また、小中学校において生じている子どもたちの被害として、福島県内全域で、放射線の影響により屋外活動に関するカリキュラムの変

更を余儀なくされ、子どもたちはプールや校庭利用の制限，理科観察や生活科体験活動などの土に触る活動を制限された生活を送っているや学校給食において地場産物の使用割合が減少したと主張する（被害総論 20 の 61～66 頁）。

しかしながら，まず，避難指示等対象区域外の地域においては，本件事故後においても小・中学校，保育園，幼稚園は開校，開園しており，子どもたちが学校等に通うことは可能な状況にあり，現に大多数の子どもが本件事故後も変わらずに登園・登校していると認められる（丙 C 94～丙 C 95，東日本大震災による避難に伴う 18 歳未満人口の減少率は，平均して約 2.5 パーセントにとどまっているという実情にある。）。

また，校庭や園庭等の利用については，文部科学省の平成 23 年 4 月 19 日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」（丙 B 11）及び厚生労働省の同日付け「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（甲 C 86）において，福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な基準について，校庭・園庭で 3.8 マイクロシーベルト／時（年間 20 ミリシーベルト相当）未満の空間放射線量率が測定された学校については，校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えないとされ，また，児童生徒，園児等が受ける被ばく線量をできるだけ低く抑えるためにとり得る生活上の留意事項としては，活動後に手や顔を洗うこと，土や砂を口に入れないようにすること，土や砂が口に入った場合にはよくうがいをすること，靴の泥をできるだけ落とすこと，土ぼこりや砂ぼこりが多い時には窓を閉める，とされ（丙 B 11 の 3 頁，甲 C 86 の 12 頁参照），屋外活動を控えるとの留意事項が挙げられていないことに留意する必要がある。

その上で，福島県の各自治体においては，被ばく線量の一層の低減を図るため，各学校の校庭の除染を実施していると認められる（例えば，二本松市につき丙 C 119 の 2，桑折町につき丙 C 135 の 5，相馬市につき

丙C207)。

その後、平成23年8月26日には、文部科学省は、既に校庭・園庭において毎時3.8マイクロシーベルト以上の空間線量率が測定される学校はなくなっているとして、夏季休業終了後の学校において児童生徒等が受ける線量については原則年間1ミリシーベルト以下（児童生徒等の行動パターンを考慮し毎時1マイクロシーベルト未満）を目安とし、仮に毎時1マイクロシーベルトを超えることがあっても屋外活動を制限する必要はないが、除染等の速やかな対策が望ましいとしている（丙B12）。

また、給食については、福島県の各自治体において、食材の検査が実施され、その安全性が確認された上で生徒に提供されている（例えば、丙C118、福島市につき丙C128及び丙C122の17）。

以上のとおりであり、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見及び避難指示等対象区域外の空間放射線量率の状況及び推移にかんがみても、避難指示等対象区域外の地域で学校生活を送るに当たって、生徒・児童に対して本件事故による放射線による具体的な危険が生じているとはいえ、屋外活動を制限する必要はないとの政府の見解が示されているところであるが、被告東京電力においては、中間指針追補等に基づいて、自主的避難等対象者である妊婦・子供に対して、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等に対する賠償金として、1人当たり48万円の賠償額をお支払しているところであり（東電公表賠償額）、原告らがいうような生活上の不便・制約が事実上生じたことによる精神的苦痛については、かかる東電公表賠償額において賠償の対象とされている（なお、地場産物の使用割合が減少したことについては、そのことをもって原告らの法的権利の侵害に当たるということはできない。）。

したがって、原告らの上記主張によっても、子どもである原告らの東電公表賠償額を超える精神的損害の請求が基礎付けられるものではない。

(2) また、原告らは、子どもたちに生じている生活変化、それに伴う成長阻害及び精神的苦痛として、①「成長過程にある子どもたちにとって屋外での活動、自然体験は、健全な成長に欠かせないものである。子どもたちは、屋外での自由な活動を奪われ、健全な成長をも阻害されるという被害を受けている」、②成元哲教授らのアンケート調査結果（甲C191）に基づき「子どもたちは、屋外での伸び伸びとした活動を制限された生活を強いられたことによって、その成長が阻害され、肥満傾向の増大、運動能力の低下という深刻な影響が生じている」、③甲C194ないし甲C196の「論文において、子どもたちが本件原発事故後の生活変化などによって、精神的ストレスを抱えていることが指摘されている」、④成元哲教授の意見書（甲C57、甲C199）に基づき「本件原発事故による外遊びの制限等生活変化による影響と、母親のストレスによる影響を受け、子どもたちの問題行動が引き起こされている」、⑤「本件原発事故後に福島県内の児童数が急激に減少し、その後、児童数は戻っていない」などと主張している（被害総論20の67～83頁）。

しかしながら、前述のとおり、避難指示等対象区域外において、3.8マイクロシーベルト/時未満である限り、本件事故による放射線の影響を理由に生徒や児童による屋外での活動を制約すべきであるとの指示は出されておらず（丙B24の7の新聞報道によれば、屋外活動の制限の対象となるのは幼稚園・保育所・小・中学校併せて13校とされている。）、かえって「平常どおり利用して差し支えない」、「仮に毎時1マイクロシーベルトを超えることがあっても屋外活動を制限する必要はない」との考え方が示されているところである（丙B11、丙B12）。

公益社団法人日本医学放射線学会も、そのホームページにおいて、「Q4 子供を外で遊ばせてもいいですか」との問いに対する答えとして、「A4 子供が外で遊ばないことによる、ストレスは非常に大きいと思います。

東京などの現地から離れたところでも環境の放射線量がいつものより多いからと心配になるかもしれませんが、放射線量としてはごく微量です。子供を外で遊ばせても全く問題はありません。また、地震の影響の強いところは基本的に外で遊べる状況ではない、危険な状態だと思いますが、屋内退避の勧告が出ていない地域では、いつもどおり生活していただいてもかまいません」との見解が示されている（丙B22の2頁）。また、平成23年3月16日付け朝日新聞（甲B52の6）においては、<30キロ圏外 普段の生活を>として、「福島第一原発の爆発などの影響で、近隣では通常より高いレベルの放射線量が計測されている。ただ、ただちに健康に影響を与えるレベルではない。専門家は「原発の半径30キロ圏外に住む人は、正しい情報を集めながら、普段通りの生活を送って欲しい」と冷静な対応を呼びかけている。私たちは、普段から宇宙や大地から、1時間あたり0.274マイクロシーベルトの放射線を浴びている。一方で、胸部のCTスキャンの放射線量は1回あたり6900マイクロシーベルト。16日午前9時現在、栃木県那須町で毎時1.36マイクロシーベルトといった数字が観測されているが、CTスキャンの約5千分の1にとどまる。このため、専門家は、子どもを含め、外出を控える必要はなく、洗濯物を外に干しても大丈夫だと話している。」と報じられている。

福島県内の新聞報道においても外遊びに支障はないという専門家の見解が繰り返し報じられているところである（丙B24の2, 3など）。

したがって、そのような客観的な事情の下において、専門家による情報発信もなされている中で、なお生徒や児童の安心を考慮して、念のために一定の活動の制限が採られることがあり、これによって、結果として生徒・児童等の正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されることがあるとしても、それは本件事故の放射線の影響による論理的な帰結として余儀なくされたものではなく、学校や保護者等の不安の心理に基づく判断が介在していると解される。そして、このような事情に基づく子供の生活阻害に

係る精神的苦痛が賠償の対象となり得ると解するとしても、区域外における客観的な放射線量の程度や推移を踏まえ、そのような制約も時間の経過とともに緩和・解消されていること、福島県内の区域外の各自治体の広報誌においても平成23年以降各種の子供が参加する活動やイベントが大々的に行われている様子が伝えられており、子供による屋外での活動自体が広く社会的に差し控えられているとはいえないことなどにかんがみても、かかる精神的苦痛を慰謝する賠償額として、1人当たり48万円の東電公表賠償額の賠償には相当性があり、上記主張によっても東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

また、福島県内の児童数が自主的避難によって減少したとしても、そのことをもって、原告らの法的権利の侵害に当たるものでないことは明らかである。

以上より、原告らの上記主張によっても、東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

6 「子どもの被ばく回復措置を余儀なくされたことによる保護者である父母をはじめとする成人一般が健康不安・日常生活の阻害をうけたことによる社会的被害事実」について

- (1) 原告らは、保護者が抱える不安、生活阻害による苦痛について、福島県の「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究—報告書」(甲C190)に基づき、多くの保護者が子どもに放射線による健康被害が生じるのを恐れ、放射線被ばくを避けるため、屋外活動を制限し、食材や飲料に気をつけ、放射線量を測定するなど生活を変化させている、また、成元哲教授による福島子ども健康プロジェクトの調査結果(甲C191)に基づき、子どもを抱えた保護者は、事故から5年が経過した現在も、子どもを守るために、放射線に対するリスク対処ならびに回避行動をとらなければならな

い負担を受け続けているなどと主張し、これらにより保護者が精神的ストレスを受けていると主張している（被害総論20の83～90頁）

しかしながら、低線量被ばくと健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見（丙B2，丙B5～丙B8）によれば、年間20ミリシーベルトの被ばくですらそれが健康に影響を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものとは認めることができないものであり（被告東京電力準備書面（4），同準備書面（22），同準備書面（23），同準備書面（29）参照），また、このような低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見や区域外の市町村における空間放射線量率の情報については本件事故直後より新聞報道や専門機関のホームページなどを通じて公表されている（甲B52の3，同6，同7，同10，同11，同12，同14，同16，丙B18～24（枝番含む。），丙C56，丙C71（枝番含む），丙C89～丙C91（枝番含む））。

したがって、原告らが保護者として抱く子どもの被ばくについての不安については、客観的な根拠に基づかない、漠然とした危惧感にとどまるものであり、それ自体によって具体的な権利侵害が招来されているものではなく、前述のとおり、このような不安から、原告ら各自の判断に基づき、念のために、屋外活動の制限、食品への配慮などの行動や放射線に対する回避行動をとったことにより日常生活に相当程度の障害が生じたとしても、東電公表賠償額を超える精神的損害を基礎付ける事情に当たるとはいうことができない。

なお、そもそも原告らの主張の根拠とするアンケート等の調査結果が福島県全体の意見や平均的な意見を裏付けるものでないことについては、被告東京電力準備書面（30）において詳しく述べたとおりであり、むしろ、原告らが本件訴訟で主張しているような放射線に対する感覚は、原告らの周囲の人々の感覚と異なっていることを示す事例が原告本人尋問の過程で

繰り返し明らかになっているところである。また、客観的な根拠に基づかず、科学界のみならず、政府及び自治体を含めて広く認められている専門的・科学的な知見を信じない（否定する）ことを前提とする原告らの漠然とした主観的な不安については、最高裁や高裁の裁判例に照らしても、これをもって具体的な法的権利利益の侵害とみることができないことはこれまでも繰り返し述べたとおりである。

- (2) 原告らは、放射線汚染された場所で生活しては子どもを守ることはできないと判断し、避難を選択した家族の被害として、日々の放射線汚染による不安からは解放される反面、避難に伴う嫌な経験、避難先で地域の人間関係を作れない状況、地元に残った家族・親族との価値観の相違、それによる家族の分断、経済的負担の増大などの深刻な被害を受けていると主張する（被害総論20の90～94頁）。

しかしながら、本件事故との相当因果関係のある原子力損害の範囲を考えるに当たっては、避難指示等対象区域外における客観的な放射線の状況や程度を基礎として考える必要があるところ、区域外における放射線の状況やこれによる客観的な危険の程度については前述のとおりであり、また、中間指針追補においては、自主的避難等対象者のうち、自主的避難者と滞在者について、「いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは實際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者か滞在者かの違いにより

金額に差を設けることは公平かつ合理的とはいえない」とし（丙A3の7頁）、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当であるとしている。

この点につき考えるに、自主的避難者については、政府による避難指示等により余儀なくされた避難とは異なり（丙A3の6頁）、自己の判断に基づくものであり、また、その自主的避難の期間もその判断次第であって実際にも短期の人又は長期に及ぶ人とまちまちであり、その判断如何によって帰還時期が左右され得ること、本件事故の放射線の影響という観点からは本件事故後に置かれていた客観的状況に差異はなく、その上で専ら個々人の事情や判断に基づいて自主的避難をするかしないかが決せられていると考えられることなどからすれば、本件事故と相当因果関係のある自主的避難等対象者に対する損害としては、滞在者の場合と自主的避難者の場合とで差異を設けることは公平でなく、合理的でもないというべきであり、中間指針追補の上記考え方には損害賠償法理としても十分に合理性がある。

そして、本件事故後の自主的避難者数の状況を見ても、大多数の住民は自主的避難を選択せずに自主的避難等対象区域内に滞在して生活を送っており、放射線の影響についても時間の経過とともに広く周知され、社会的活動も行われていることからしても、本件事故と相当因果関係のある自主的避難による精神的損害の賠償額としては、中間指針追補に基づく東電公表賠償額に十分合理性がある。

原告らが上記で挙げている事情については、自主的避難者が自ら避難を選択した後における周囲の人々の認識や人間関係に起因する事情をいうものであり、原告らによってかかる事情があったとしても、これをもって本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるとすることはできない。

したがって、上記主張によっても、東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

(3) 原告らは、妊婦が抱える精神的ストレスとして、放射性物質に汚染された妊婦は、出産後、母乳を与えてよいのか、そもそも汚染された地域で出産して子どもを育てていけるのかという不安が増大したと主張する（被害総論20の94～95頁）。

しかしながら、区域外の住民である原告らにこのような疑問や不安が生じたとしても、専門家や医師に見解を尋ねることによって適切な考え方を知ることができる。厚生労働省は、パンフレットにおいて「避難指示や屋内退避指示が出ているエリア外で放射線がおなかの赤ちゃんに影響を及ぼすことはまず考えられません。また国や自治体から指示がない限りは、妊娠中だからという理由で特別な対処が必要、ということはありません。」

「母乳を飲ませていた方は、今までどおり、飲ませてあげてください。」

「お子さんを外で遊ばせることについて心配しすぎる必要はありません。お子さんにとって外で遊べないことは、ストレスにもつながります。」との情報提供をしている（丙B20）。公益社団法人日本医学放射線学会も「今皆さんがどこにいても、地域の放射線量は妊婦や子供への影響を心配するに及ばない少ない線量です。」「お母さんの精神的な安定はお腹の子供のためにも大切です。放射線の量ではなく、落ち着いて安心して暮らせる場所を一番の判断基準にしてください。」との情報提供をしている（丙B22）。

したがって、本件事故による放射線の妊婦・子供への影響については、科学的な観点からは客観的に問題となるものではないが（WG報告書（丙B5）の7頁においても、「低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかでない」とされており、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとの国際的な合意に係る科学的知見は、子供・胎児にも妥当する

ことが明らかにされている。)、中間指針追補においては、子供及び妊婦の場合には、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、大人とは別個に自主的避難等対象者に対する賠償額の指針が定められているところである。

被告東京電力は、中間指針追補等を踏まえて、自主的避難等対象区域の妊婦及び子供については、妊婦及び子供であった期間に応じて最大48万円を精神的損害の損害額とし、また、県南地域及び宮城県丸森地域の妊婦及び子供については、妊婦及び子供であった期間に応じて最大24万円を精神的損害の賠償額とし、これらを東電公表賠償額としており、これらの賠償額は自主的避難の有無を問わないものとしている。

したがって、原告らの上記主張については、中間指針追補が妊婦・子供の賠償指針を定めるに当たってそのような心情についても考慮しているものであり、東電公表賠償額を超える原告らの請求を基礎付けるものではない。

- (4) 原告らは、一般成人が抱える不安、生活阻害による苦痛として、放射性物質に汚染された土地においては、健康不安を抱きつつ、被ばく回避措置を取り続けながらの生活をせざるを得ず、生活の変化を強いられている、また、放射線被ばくを回避する行動をとるかとならないかの違いや、健康不安の捉えた方は個人によって異なり、特に子どもや妊婦への影響が多いとされているため、放射線被ばくを回避する行動をとるかとならないかの違いや、健康不安の捉え方の違いによって、不要な意見の対立が生じ、家族・親族関係・友人関係に影響していると主張する(被害総論20の95～101頁)。

しかしながら、避難指示等対象区域外における空間放射線量の情報については地元の日刊紙においても福島県のホームページにおいても広く知り得る状況にあり、またそのような放射線による健康影響に関する科学的な

知見についても新聞報道を含めて広く知り得る状態にあるといえるから、その上でも原告らが主張する不安があること及びこれに従って一定の被ばく回避行動を任意にとるとしても、そのことにより、原告ら個々人の法的権利が侵害されていると評価することはできない。

したがって、かかる主張によっても、東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

- 7 「子供及び成人に対して広く放射線被ばくによる健康影響の恐れがあることに伴う健康被害への不安の普遍化、及びこれに対する対応としての健康調査や甲状腺検査等による社会的被害事実」について

原告らは、福島県の外部被ばく検査及び甲状腺検査等、宮城県の健康調査、並びに、福島県及び各市町村の内部被ばく検査等の実施状況を踏まえて、原告らは、その上で、国民の健康不安が県や行政が実施した健康調査の受診率の高さという点において普遍的に示されており、また、現段階で検査結果が悪性でなかったとしても将来における健康への不安は継続し、将来の健康への不安を継続すること自体が原告らの現実的な負担であり、健康不安から生じる負担は、原告らの日常生活を侵害している一要素であると主張する（被害総論20の101～113頁）。

しかしながら、原告が主張する福島県や各市町村による住民を対象として行われている外部被ばく検査、内部被ばく検査及び甲状腺検査は、被検者各人の被ばくや甲状腺の状況について検査し、医学的にも適切な客観的な情報を提供し、必要な場合には対処をするためのものであり、強制的なものでもないから、かかる検査を受けることによって原告らの具体的な法的権利が侵害されるという性格のものではない。

また、これまでも述べたとおり、避難指示等対象区域外の放射線の状況を踏まえれば、同区域外に滞在することによる低線量被ばくによる客観的なり

スクは、他の健康リスクに隠れてしまうほど小さく、原告らの健康に対する客観的かつ具体的な危険を生じさせるものではないことが客観的に明らかにされているところであり、このような低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見については、新聞報道や専門機関のホームページなどを通じて広く公表されているものであるから、原告らが将来における健康への漠然とした不安を感じるとしても、そのことによって、客観的な根拠に基づく法的権利利益の侵害に当たるものではない。

- 8 「上記の各社会的被害事実の原因である地域の放射線による汚染を低減するために求められる除染措置、及び除染の開始が遅れ、また除染の実施までに長期間を要しその完了まで地域住民が低線量被ばくを受忍させられた社会的被害事実」について

原告らは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号、以下「特措法」という。）の制定経過、特措法に基づく汚染状況重点地域の指定状況や自主的避難等対象区域外の地域の除染実施状況を述べた上で、除染の実施が遅れており、除染の完了まで、住民が低線量被ばくを受忍させられていると主張している（被害総論20の114～122頁）。

しかしながら、繰り返し述べるとおり、避難指示等対象区域外における本件事故に由来する放射線量はそこでの滞在や生活、屋外活動等を阻害する程度のものでなく、かかる低線量被ばくによる客観的なリスクは、他の健康リスクに隠れてしまうほど小さく、原告らの健康に対する客観的かつ具体的な危険を生じさせるものではない。

また、除染については、特措法に基づき、国・地方公共団体が中心となって以下のとおり、計画的に実施する予定となっている。

すなわち、特措法3条は、国の責務について「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」と定め、また、同4条は、地方公共団体の責務について「地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。」と規定している。そして、事故由来放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置¹については、環境大臣が、環境汚染の程度に基づき、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」を指定し、除染等の措置等を実施していく枠組みとなっている。「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」の指定の要件及び除染等の措置等の実施体制等は、それぞれ以下のとおりである。

① 除染特別地域

環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（土壌等の除染等の措置等）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を「除染特別地域」に指定することができるものとされている（特措法25条1項）。

環境大臣は、この「除染特別地域」について、当該地域内の除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、特別地域内除染実施計画を定めなければならない（同28条1項）、国は、「除染特別地域」について、特別地域内除染実施計画に従って除染等の措置等を実施しなければならないも

1 「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう（特措法2条3項）。「除染等の措置等」とは、これに「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」を加えたものをいう（同25条1項）。

のとされている（同30条1項）。

② 汚染状況重点調査地域

環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域（「汚染状況重点調査地域」）として指定するものとされている（同32条1項）。

そして、都道府県知事等²は、「汚染状況重点調査地域」について、特措法34条の規定に基づき実施する事故由来放射性物質による環境汚染状況の調査測定の結果も踏まえて、当該地域内において、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令に定める要件に適合しないと認める区域について、除染実施計画を定めるものとされ（同36条1項）、除染実施計画の対象となる区域（「除染実施区域」という。）内の土地の除染等の措置等の実施者については、次のとおりと定められている（同35条1項）。

- ア 国が管理する土地 国
- イ 都道府県が管理する土地 当該都道府県
- ウ 市町村が管理する土地 当該市町村
- エ 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
- オ 上記各土地以外の土地 当該土地が所在する市町村

ただし、上記オのうち農用地又はこれに定着する物件にあっては、当該農用地が所在する市町村の要請により当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができるものとされ、また、上記アないしオ

2 「都道府県知事等」とは、「都道府県知事又は政令で定める市町村の長」とされている（特措法34条1項）。そして、「政令で定める市町村」とは、「その区域の全部又は一部が汚染状況重点調査地域内にある市町村とする」とされている（特措法施行令1条）。

の各土地について、当該土地等の所有者等が上記アないしオに定める者との合意に基づいて除染等の措置等を実施することができるものとされている。

その上で、除染の実施状況については、「除染特別地域」は、除染実施計画が策定された上で、南相馬市と浪江町を除き他の市町村については、未同意者の土地等を除き面的除染が終了している（丙C208）。

また、「汚染状況重点調査地域」の除染の進捗状況は、以下のとおりであり、福島県外においては平成28年12月末の段階で、57市町村のうち54市町村において除染実施計画に基づく除染の進捗率が100%となっており、福島県内についても、平成28年11月末の段階で、住宅は予定数がほぼ終了し、農地・牧草地や公共施設等についても予定数の約9割が終了している状況にある（丙C209、丙C210）。

福島県外 (平成28年12月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	発注済み	終了
公園・スポーツ施設	発注済み	終了
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
その他の施設	発注済み	ほぼ終了
道路	発注済み	終了
農地・牧草地	発注済み	終了

森林（生活圏）	発注済み	終了
---------	------	----

福島県内※ （平成 28 年 11 月末現在）	発注割合 （発注数/全体計画数）	実績割合 （実績数/全体計画数）
公共施設等	ほぼ発注済み	約 9 割
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
道路	ほぼ発注済み	約 7 割
農地・牧草地	約 9 割	約 9 割
森林（生活圏）	約 9 割	約 7 割

以上のとおり、避難指示等対象区域外は政府による避難指示等の対象とされておらず、そもそも低線量被ばくによる具体的かつ客観的な危険が生じているとは認められず、通常的生活をすることができる状況にある。そして、その上で、放射線量をさらに低減する取組として、特措法に基づいて各自治体が除染実施計画を策定した上でこれに基づく除染が順次実施され、完了に近い状況に至っているといえることができる。

そして、平成 29 年 3 月 2 日時点の福島県内の測定地点における空間放射線量率の状況は丙 C 2 1 1 号証のとおりであり、区域外においては概ね 0.23 マイクロシーベルトを下回っている状況にある。

したがって、このような事情からすれば、避難指示等対象区域外に滞在することによって、本件事故による放射線によって原告らに対する客観的かつ具体的な法的権利侵害が生じていると評価することはできないのであり、原告らの上記主張によっても、東電公表賠償額を超える原告らの請求が基礎付けられるものではない。

9 まとめ

以上のとおりであり、原告らが主張する上記の各事実は、原告ら各人に共通する具体的な法的権利侵害が生じていること基礎付けるものではなく、東電公表賠償額を超える原告らの精神的損害の請求を基礎付けるものではない。

原告らは、この点について原告ら個々人の被った「生活利益の損害」による損害は個々別々に評価されるべきものではなく「包括的生活利益」の破壊、毀損として、「包括して一つの損害」として評価されるべきであると主張する（被害総論20の11頁）。

しかしながら、上記のとおり、避難指示等対象区域外における本件事故による放射線の状況やその推移並びに係る放射線による健康影響に関する科学的知見とその周知の状況等を踏まえても、原告らの主張は、客観的な危険の程度を顧慮せず、原告らの漠然とした主観のみにその損害論の基礎を置くものといわざるを得ない。

被告東京電力においても、自主的避難等対象者によるそのような不安については、中間指針追補において認められている一定の合理的な範囲において、かかる不安に基づく日常生活の相当程度の阻害に係る精神的苦痛を対象として、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の賠償を行っているところであるが、本件事故による放射線の程度やその客観的な影響等を踏まえれば、本件事故との相当因果関係が認められる範囲にはおのずと客観的な限度があり、中間指針追補に基づく東電公表賠償額には相当性・合理性が認められる

のである。

したがって、原告らの挙げる事情を全体として考慮しても、客観的な根拠に基づく、避難指示等対象区域外における東電公表賠償額を超える原告らの精神的損害の賠償請求が基礎付けられるものではなく、原告らの主張には理由がない。

以 上